

## 吹田市重度障がい者等就労支援特別事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、重度障がい者等の通勤や職場等における支援を行うことにより、当該重度障がい者等の就労機会の拡大を図ることを目的として実施する重度障がい者等就労支援特別事業(以下「本事業」という。)について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 重度訪問介護等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護又は同条第5項に規定する行動援護

#### (2) 指定重度訪問介護等事業者

前号に規定する重度訪問介護等の事業を行う指定障害福祉サービス事業者

#### (3) 重度障がい者等

本市により重度訪問介護等の支給決定を受けている者

#### (4) 重度障がい者等就労支援

通勤支援及び職場等における支援であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)において、重度訪問介護等の障がい福祉サービスのうち「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出」として介護給付費の支給対象外となる部分

#### (5) 支援計画書

重度障がい者等の通勤支援・職場等における支援において、民間企業及び自営業者等が重度障がい者等及び指定重度訪問介護等事業者と連携し、支援対象範囲を明確にし、必要な支援を取りまとめた計画書

#### (6) 民間企業

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第49条第1項にある助成金の対象となる事業主をいう。

#### (7) 自営業者等

前号に掲げる者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者をいう。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、18歳以上の重度障がい者等であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 民間企業に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上の者(1週間の所定労働時間が10時間未満の者であって、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認でき、この要領による就労支援が必要と市長が認める者を含む。)。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の事業を行う事業所の利用者を除く。
- (2) 自営業者等であって、当該自営に従事する(1週間のうち10時間以上を基本とする。)ことにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市長が認めた者

(事業内容)

第4条 本事業は、対象者に対して、指定重度訪問介護等事業者によって提供される、重度障がい者等就労支援について、就労支援給付費を支給することにより実施することとする。  
ただし、前条第1号に該当する対象者については、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金(重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金又は重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金)を活用(民間企業が、企業負担において可能な限り支援を提供することを条件に当該企業が同助成金を活用しない場合及び対象者が同助成金の支給対象範囲外である支援のみを必要とするため同助成金を活用しない場合を含む。)しても当該対象者の雇用継続に支障を残すものとして支援計画書において認められた部分の時間を、対象となる支援の範囲とする。

(支給の申請)

第5条 前条に規定する事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、地域生活支援事業支給申請書兼負担上限月額に関する認定申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない

- (1) 支援計画書(様式第1号)
- (2) 雇用されていることを証する書類の写し(第3条第1号に掲げる者に限る。)
- (3) 自営業者等であることを証する書類の写し(第3条第2号に掲げる者に限る。)

(支給決定)

第6条 市長は、申請の内容を審査し、支給が適当であると認める場合は、吹田市地域生活支援事業実施規則(平成18年吹田市規則第49号。以下「規則」という。)第5条第2項により、支給決定を受けた申請者(以下「利用決定者」)に対し、地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担上限月額決定通知書によりその旨を通知する。

2 市長は、支給決定の有効期間を、前項に規定する支給を決定した日の属する年度の末日まで

の範囲内で定める。

- 3 市長が支給決定を行わないこととしたときは、地域生活支援事業申請却下通知書により申請者に通知する。

#### (事業の利用)

第7条 利用決定者が第4条に規定する事業を利用するときは、指定重度訪問介護等事業者に規則第5条第3項の地域生活支援事業福祉サービス受給者証を提示し、重度障がい者等就労支援の申込みを行うものとする。

- 2 利用決定者は、指定重度訪問介護等事業者から支援の提供を受けたときは、利用者負担額を当該指定重度訪問介護等事業者に直接支払わなければならない。

#### (変更申請)

第8条 利用決定者は、第5条の規定により申請した内容について、変更が生じたときには、地域生活支援事業支給変更申請書兼負担上限月額に関する変更申請書に変更内容がわかる書類を添えて提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときには、その内容を審査し、支給決定が適当であると認める場合は、地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担上限月額変更決定通知書により、利用決定者に通知する。
- 3 市長が支給決定を行わないこととしたときは、地域生活支援事業申請却下通知書より利用決定者に通知する。

#### (支給決定の取り消し)

第9条 市長は、利用決定者又は指定重度訪問介護等事業者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 対象者でなくなったとき。
  - (2) 本事業の利用を辞退したとき。
  - (3) 偽りその他不正な方法により支給決定を受けたとき。
  - (4) 第12条後段の規定に違反したとき。
  - (5) その他市長が本事業の利用を不相当であると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、地域生活支援決定取消通知書により通知する。

#### (就労支援給付費の請求及び支払)

第10条 市長は、指定重度訪問介護等事業者が利用契約を締結した利用決定者に対し支援を提供したときは、第3項により算定した額を当該利用決定者に代わり指定重度訪問介護等事業者を支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払いがあったときは、利用決定者に対し就労支援給付費の支給があったものとみなす。
- 3 就労支援給付費は、別表1に定める単位により算定する単位数に、同表に定める単価を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)から、次条に定める利用者負担額を除く額とする。
- 4 指定重度訪問介護等事業者は、地域生活支援事業請求書に地域生活支援事業明細書及び重度障がい者等就労支援特別事業サービス提供実績記録票(様式第2号)を添え、支援を提供した日の属する月の翌月の10日までに、市長に提出しなければならない。ただし、特段の事情があり、市長が認める場合は、翌月の11日以降に提出することができる。
- 5 市長は、前項の請求書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適正であると認めるときは、その日の翌月末までに請求金額を支払うものとする。

(利用者負担額)

第11条 利用者負担額は、別表1に定める単位により算定する単位数に、同表に定める単価を乗じて得た額の一割とし、同一月の利用者負担額が、別表2に定める負担上限月額を超えるとときは、当該月における利用者負担額は、当該利用者負担上限月額とする。

(検査等)

第12条 市長は、適正を期するために必要があるときは、利用決定者又は指定重度訪問介護等事業者に対し、報告、帳簿書類の提出又は提示を命じ、出頭を求め、又は職員に帳簿書類その他の物件を検査させることができる。この場合において、利用決定者又は指定重度訪問介護等事業者は、正当な理由がない限り、これを拒んではいけない。

(就労支援給付費の返還)

- 第13条 市長は、第9条第1項の規定により、利用決定を取り消した場合において、すでに就労支援給付費が支給されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。
- 2 市長は、指定重度訪問介護等事業者が、偽りその他不正な方法により利用者に就労支援給付費の支給を受けさせたときは、当該指定重度訪問介護等事業者に対して、その支払った額につき返還させることができる。
  - 3 市長は、前条後段の規定に違反して支給決定が取り消されたときは、当該指定重度訪問介護等事業者に対して、その支払った額につき返還させることができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第 10 条関係)

単位数	重度訪問介護	報酬告示別表第2の1のイに規定する単位
	同行援護	報酬告示別表第3の1に規定する単位
	行動援護	報酬告示別表第4の1に規定する単位
単価	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成 18 年厚生労働省告示第 539 号)に規定する一単位の単価	

別表2 (第 11 条関係)

区分	負担上限月額
生活保護法(昭和 25 年法律第 44 条)による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第 30 号)による支援給付を受けている者	0円
市町村民税非課税世帯に属する者	
市町村民税課税世帯に属する者	4,000 円

備考

- 1 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、利用者及び配偶者のいずれも当該年度分(4月1日から6月30日までの間の申請にあつては、前年度分)の市町村民税が非課税である世帯をいう。
- 2 この表において「市町村民税課税世帯」とは、利用者及び配偶者のいずれかが当該年度分(4月1日から6月30日までの間の申請にあつては、前年度分)の市町村民税が課税である世帯をいう。

様式第1号(第5条関係)

支 援 計 画 書

利用する助成金等(該当する助成金等の口にレ点を入れます。)

- 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金
  吹田市重度障がい者等就労支援特別事業  
 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金

(1) 支援を利用する対象者

フリガナ					住所		
氏名					〒 -		
就業形態	民間企業等で雇用・自営業等に従事(どちらかに○)		就業開始(予定)年月日	年	月	日	
主たる障害の種類	身体・知的・精神(級)		障害状況				
障害福祉サービス	重度訪問介護/同行援護/行動援護		支給決定市町村				
サービス提供事業所			特定相談支援事業所				
支援が必要な介助等							

(2) 職場環境等

フリガナ			フリガナ				
事業所名			所在地				
所定労働日	月/火/水/木/金/土/日/不定期(週日勤務)			所定労働時間			
勤務場所	自宅内/会社内/自宅と会社両方/その他( )			休憩時間			
業務内容	パソコン等を使ったデスクワーク / 軽作業等の労務 / その他						
業務内容詳細							
必要な機器等							
通勤の有無	有・無(毎日・週回・月回)		経路				
勤務時間中の移動	職場内の移動 有・無 職場外の移動 有・無				所要時間(片道)	分	
執務環境(会社内)	車いすトイレ 有/無 ・手すり 有/無 ・エレベーター 有/無 ・入口から執務スペースまでの段差 有/無						
	休憩スペース 有/無 ・移動範囲内の障害物 有/無 ・視覚障害者用誘導用ブロック 有/無 ・支援者等の部外者の執務同席 可/不可						
執務環境(自宅・その他)							
コミュニケーションの手段	直接口頭 / 電話 / メール / 手話 / 筆談 / 点字資料 / 音声ソフト活用 / TV電話 / その他( )						
雇用管理上の担当者名			安全衛生面の担当者名				
職業生活面の担当者名			その他担当者名				
その他、可能な合理的配慮の取組							

**(3) 必要な支援内容**

職場介助 対象者の標準的な業務の流れと、勤務に対応した職場介助者の介助内容

時刻の目安	業務内容	介助内容	(A)助成金の対象となる支援時間の目安	(B)その他の必要な支援時間の目安
始業 ( : )			↓	
終業 ( : )				

(A) 助成金の対象となる支援時間の目安  
合計時間(1日)  分程度

**(B) その他の必要な支援**

- 具体的に介助が必要な場面
- 見守り            有 / 無      ○ 姿勢の調整      有 / 無      ○ 喀痰吸引            有 / 無
  - トイレ介助       有 / 無      ○ 給水              有 / 無      ○ 体位交換            有 / 無
  - 食事介助         有 / 無      ○ 衣服着脱         有 / 無      ○                         有 / 無

(B) その他の必要な支援時間の目安  
合計時間(1日)  分程度

(A) + (B) (注: 所定労働時間を超えない範囲で記載)  
合計時間(1日)  分程度

(支援対象障害者の週所定労働時間が10時間未満(予定)の場合) 年度末までの所定労働時間引き上げ計画

--

通勤 支援	通勤支援実施年月日 年 月 日 ~ 年 月 日 (終了日が当該申請年度を超える場合は当該申請年度の3月31日まで)											
	通勤支援が必要な日 月 / 火 / 水 / 木 / 金 / 土 / 日 / 不定期(月 日)											
	支援の必要性 全介助・一部介助・見守りのみ (計画作成時点において必要な支援に○をつける)											
	通勤時間帯(開始時間～終了時間)						介助及び見守りが必要な場所(※一部介助・見守りのみを選択した場合に記載)					
	時		時									
	時		時									
	時		時									
支援計画書作成年月日										年	月	日



様式第2号(第10条関係)

令和 年 月 分

重度障がい者等就労支援特別事業サービス提供実績記録票

受給者証番号	支給決定障害者等氏名	事業所番号
契約支給量	時間	サービス種別
利用者負担上限月額(市)		事業者及びその事業所の名称

日付	曜日	サービス内容	居宅介護計画			サービス提供時間			派遣人数	グループ支援提供時間			利用者負担額(市)	サービス提供者印	利用者確認印
			開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間	算定時間数		開始時間	終了時間	算定時間数			
			:	:		:	:			:	:				
			:	:		:	:			:	:				
			:	:		:	:			:	:				
			:	:		:	:			:	:				
			:	:		:	:			:	:				
			:	:		:	:			:	:				
			:	:		:	:			:	:				
			:	:		:	:			:	:				
			:	:		:	:			:	:				
			:	:		:	:			:	:				
			:	:		:	:			:	:				
			:	:		:	:			:	:				
			:	:		:	:			:	:				
			:	:		:	:			:	:				
			:	:		:	:			:	:				
合		計	/	/		/	/		/	/			/	/	

個別支援合計	グループ支援合計
--------	----------